

# 御前崎港港湾計画資料

— 一部変更 —

平成 26 年 3 月

御前崎港港湾管理者

静岡県

## 目 次

1	変更理由	1
2	港湾計画の方針に関する資料	2
2-1	港湾計画の基本方針	2
3	港湾の効率的な運営に関する資料	4
4	その他重要事項に関する資料	5
4-1	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	5
5	環境の保全に関する資料	6
6	その他資料	7
6-1	静岡県地方港湾審議会委員名簿	7

## 1 変更理由

地球温暖化対策の重要性が高まるなか、逼迫するエネルギー対策として再生可能エネルギーの導入に対する社会的ニーズが高まっている。特に、風力発電は、太陽光発電とともに民間での事業化が進んでおり、今後更なる普及が期待されているが、施設の大型化、事業の大規模化が進展し、陸地のほか水域における事業が大きな注目を集めている。

そのような状況を鑑み、港湾空間の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における再生可能エネルギー施設の導入を図るため、外港地区にエネルギー関連ゾーンを追加し、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

また、港湾の国際競争力強化等のため、効率的な運営体制の充実が重要であることから、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

## 2 港湾計画の方針に関する資料

### 2-1 港湾計画の基本方針

再生可能エネルギーの利活用等による港湾活動の低炭素化の進展が期待されていることを踏まえ、港湾計画の基本方針を次のように変更する。

- 5) 現状や将来の港湾の整備や管理運営に支障を生じないように配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利活用する発電施設の導入を図る。(追加)
- 6) 効率性・安全性・快適性の高い空間を形成するため、陸域 300ha と水域 1,300ha からなる港湾空間を以下のとおり利用する。
  - ① 女岩地区・御前崎地区は物流関連ゾーンとする。
  - ② 女岩地区の内陸側及び下岬地区は緑地レクリエーションゾーンとする。
  - ③ 御前崎地区の内側は生産ゾーンとする。
  - ④ 御前崎地区の一部を港湾業務関連ゾーンとする。
  - ⑤ 御前崎地区の東部は船だまり関連ゾーンとする。
  - ⑥ 外港地区の一部をエネルギー関連ゾーンとする。(追加)

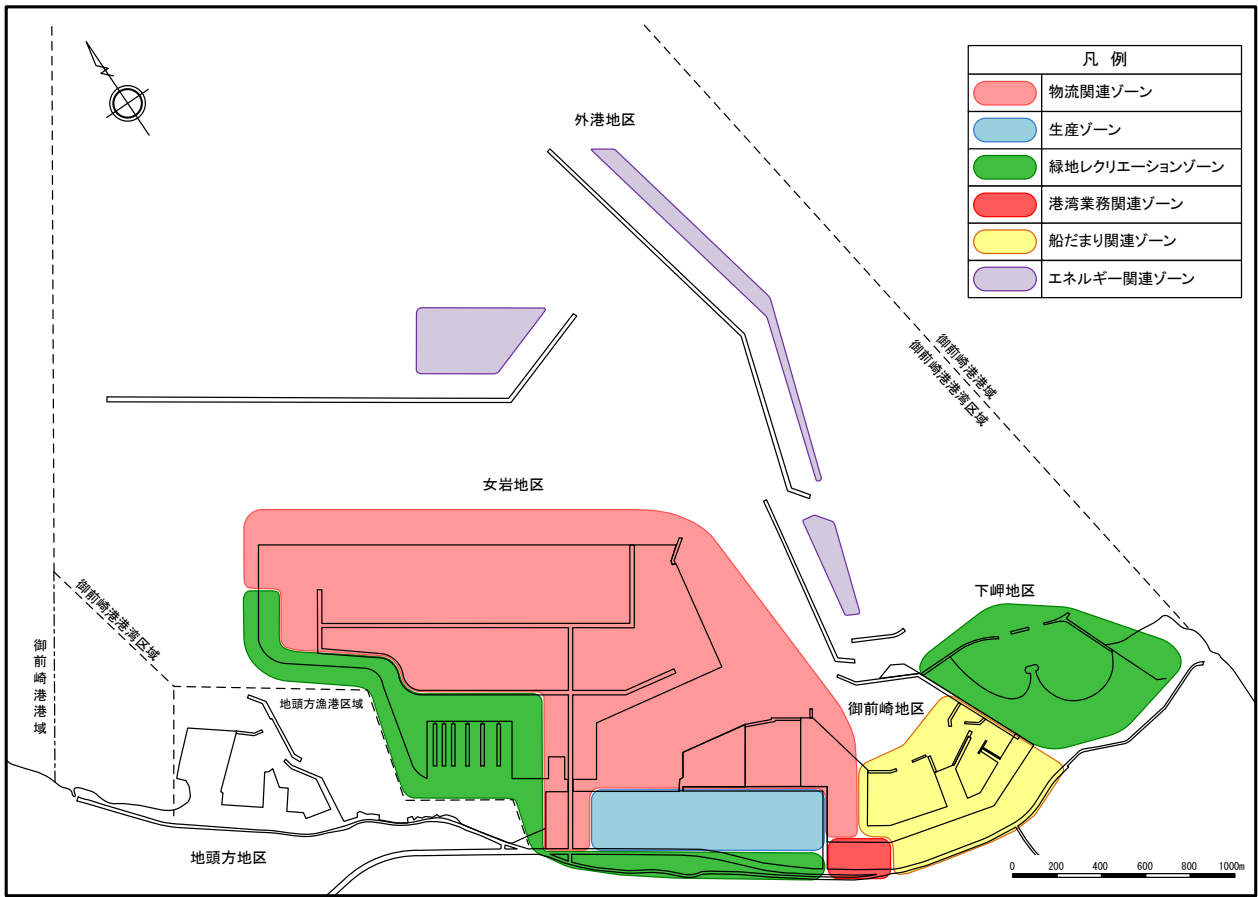


図 2 - 1 - 1 御前崎港 港湾利用ゾーニング図

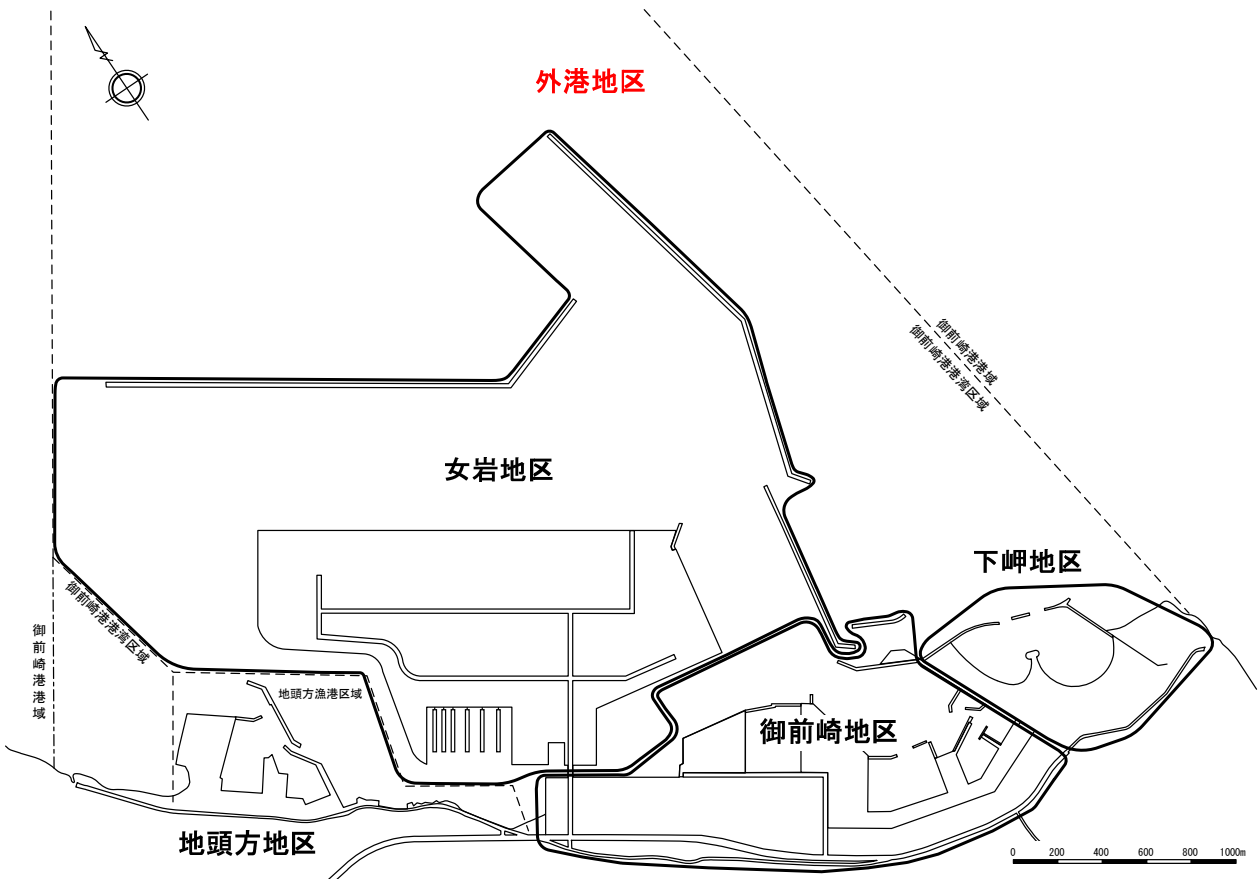


図 2 - 1 - 2 御前崎港 地区区分図

### 3 港湾の効率的な運営に関する資料

御前崎港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、利用者ニーズを十分に把握するとともに利用促進活動を進める。

## 4 その他重要事項に関する資料

### 4-1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

#### (1) 再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定

港湾空間の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における再生可能エネルギー施設の導入を図るため、外港地区の一部において、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

## 5 環境の保全に関する資料

### (1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更において、新たに大気汚染物質を排出するような施設計画はないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

### (2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更において、新たに港湾関連交通量の増加は想定されないこと、及び、陸域から一定の離隔が確保されていることから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられるが、事業実施段階においては改めて検討を加えることとする。

### (3) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更において、設定した区域を対象に風力発電施設が立地することとなるが、各施設が水域に占める面積は小さいこと、複数の風力発電施設が設置される場合には相当程度の離隔が確保されることから、将来的に水質・底質へ影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。ただし、事業実施段階においては改めて検討を加えることとする。

### (4) 生態系・漁業への影響と評価

今回の計画変更による大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、将来的に生態系・漁業への影響は少ないと考えられる。ただし、事業実施段階においては改めて検討を加えることとする。

### (5) 悪臭による影響と評価

今回の計画変更において、新たに悪臭を発生するような施設計画はないことから、悪臭による影響は軽微であると考えられる。

### (6) 総合評価

今回の計画変更に伴う周辺的环境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられるが、事業実施段階においては改めて検討を加えることとする。

さらに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。



## 6 その他資料

### 6-1 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員 (22名)

平成26年2月1日現在(敬称略、順不同)

選任区分	氏名	役職名
学識経験者 (9名)	海野俊也	(株)静岡新聞社編集局経済部長兼論説委員
	伊吹裕子	静岡県立大学環境科学研究所准教授
	篠原正人	東海大学海洋学部教授
	高梨成子	(株)防災&情報研究所代表
	大村哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団顧問
	関いづみ	東海大学海洋学部准教授
	石川春乃	(株)エス・ラボラトリーズ代表取締役
	齋藤まさ代	静岡県商工会女性部連合会副会長
	五味響子	しずおか流域ネットワーク副会長
港湾関係者 (6名)	西尾忠久	清水港運協会会長
	藪田国之	静岡県漁業協同組合連合会理事
	檜垣漸	清水水先区水先人会会長
	柏原陽一	全日本海員組合静岡支部長
	今野洋一	関東船主会会長
	磯谷千代美	サポートしみず理事長
国の地方行政 機関の職員 (4名)	井川裕昌	財務省名古屋税関長
	八鍬隆	国土交通省中部地方整備局長
	野俣光孝	国土交通省中部運輸局長
	長谷川秀巳	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
県議会議員(1名)	早川育子	静岡県議会建設委員長
地元市町を代表 する者(2名)	石原茂雄	御前崎市長
	西原茂樹	牧之原市長